

令和5年6月23日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第3号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公示いたします。

被処分者 山内一晃（江戸川支部）

処分年月日 令和5年6月23日（理事会議決日）

処分内容 廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
（東京都行政書士会会則第23条第1項第3号）

処分理由 （違反している規則、会則）

- 一 行政書士法第10条（行政書士の責務）
- 二 行政書士法施行規則第9条第1項（書類等の作成）
- 三 行政書士法第13条（会則遵守の義務）
- 四 東京都行政書士会会則第18条第1項（会員の責務等）

被処分者は在留資格認定証明書交付申請書の申請取次業務において、申請代理人の署名を偽造した他、申請代理人に直接面会せず、各種申請書類の内容確認、是正を連絡する等の行為を著しく懈怠した。この点につき、自己の行為が誠実義務違反であり、基本的義務の懈怠であるという認識が極めて薄く、自己の行為の招き得る結果を正しく認識していない。また、同様の申請取次業務の依頼を直接受任することなく、約600件の下請け受任を行っているが、非行政書士法人を介する事で委任者との面接をほとんど行わず、意思の確認もしていない。それによる虚偽等不正申請となる危険を回避するための意識も薄い。以上の内容から上記の処分とする。